

あん摩マツサージ指圧師養成施設自己点検表

養成施設名: 岐阜保健大学医療専門学校
課程の別: 昼間
修業年限 (3) 年

法 ……あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
施行令……あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令
認定規則……あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師に係る学校養成施設認定規則
指導要領……あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師養成施設指導要領

本表は養成施設等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的に変更を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各養成施設等においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。(令和4年2月1日更新)

自己点検		判定	確認書類								
1	生徒に関する事項 (1) 学則に定めた定員を遵守しているか。(指導要領7(1)) (2) ①から③に定める入所資格を有しないものを入所させていないか。 ①学校教育法第90条第1項に該当する者(認定規則第2条第1号) ②旧中学校令による中等学校を卒業した者(法第18条) ③認定規則第3条各号に定める者 (中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者(※現在の中学校ではないので注意。)) (3) 入学資格の審査は卒業証明書又は卒業見込証明書を提出させて、確実に行われているか。(指導要領7(2)) (4) 入学者の選考は、筆記試験、面接試験等により適正に行われているか。(指導要領7(3)) (5) 入学の時期について厳格な措置が取られ、かつ、途中入学が行われていないか。(指導要領7(4)) (6) 転学は、認定施設の相当学年相互の間においてのみ行われているか。(指導要領7(5)) (7) 学生の出席状況が確実に把握されており、出席状況の不良者については、進級又は卒業を認めていないか。 (指導要領7(6)) (8) 健康診断の実施及び疾病の予防措置等生徒の保健衛生に必要な措置が取られているか。(指導要領7(7)) (9) 他の学校等における、既履修科目の認定は適切か。(認定規則別表第1の備考2)	☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐	・学則 ・募集要項 ・入学資格 確認書類 ・科目認定 規程類 ・科目認定 関係資料 ・入試判定 会議録 ・成績判定 会議記録								
2	施設設備等に関する事項 (1) 認定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(①～③)までの要件をすべて満たすこと。 ①普通教室(同時に授業を行う学級の数を下らない数。(認定規則第2条第9号) ○生徒1人につき1.65㎡以上(認定規則第2条第11号)) ②実習室(認定規則第2条第10号) ○生徒一人につき2.1㎡以上(認定規則第2条第11号) ○ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備を有すること。(認定規則第2条第12号) ○水道設備及び給湯設備を有すること。(指導要領10-(2)) ○生徒数人を1組として実習を行い得るように机及び椅子が配置されていること。(指導要領10-(3)) ○あん摩マツサージ指圧師はり師きゆう師養成施設においては、実習室を2室以上有すること(指導要領10-(4)) ③図書室(指導要領10-(1)) (2) 以下の機械器具、標本及び模型、図書及びその他の設備を有しているか。 (認定規則第2条第14号、指導要領10-(7)、別表) 別表 <table border="1"> <tr> <td>機械器具</td> <td> 一 専門基礎科目用 イ 解剖学・生理学実習用機器(肺活量計、心電計、筋電計を含む。) ロ 臨床医学実習用機器(血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。) ハ 顕微鏡 二 専門科目用 イ 消毒・保管機器(煮沸消毒器、(以下はり師に係る認定施設に限る。)高圧滅菌器、紫外線消毒器) ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック </td> </tr> <tr> <td>標本及び模型</td> <td> 一 組織標本 二 経穴人形 三 デルマトーム人形 四 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(八種以上)、筋模型、脊髓横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮) </td> </tr> <tr> <td>図書</td> <td> 一 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む千冊以上。ただし、点字図書は、一タイトルを一冊とする。) 二 学術雑誌(電子書籍を含む二十種類以上) </td> </tr> <tr> <td>その他の備品</td> <td>ベッド及びその付属品(生徒三人につき一組以上)</td> </tr> </table> 備考 一 機械器具並びに標本及び模型については、実習等に必要な数を有すること。 二 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては、図書に点字図書を含めることが望ましいこと。	機械器具	一 専門基礎科目用 イ 解剖学・生理学実習用機器(肺活量計、心電計、筋電計を含む。) ロ 臨床医学実習用機器(血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。) ハ 顕微鏡 二 専門科目用 イ 消毒・保管機器(煮沸消毒器、(以下はり師に係る認定施設に限る。)高圧滅菌器、紫外線消毒器) ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック	標本及び模型	一 組織標本 二 経穴人形 三 デルマトーム人形 四 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(八種以上)、筋模型、脊髓横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮)	図書	一 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む千冊以上。ただし、点字図書は、一タイトルを一冊とする。) 二 学術雑誌(電子書籍を含む二十種類以上)	その他の備品	ベッド及びその付属品(生徒三人につき一組以上)	☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐	・申請時の 平面図 ・校舎各室の 一覧表 ・備品類目録 ・図書目録
機械器具	一 専門基礎科目用 イ 解剖学・生理学実習用機器(肺活量計、心電計、筋電計を含む。) ロ 臨床医学実習用機器(血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。) ハ 顕微鏡 二 専門科目用 イ 消毒・保管機器(煮沸消毒器、(以下はり師に係る認定施設に限る。)高圧滅菌器、紫外線消毒器) ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック										
標本及び模型	一 組織標本 二 経穴人形 三 デルマトーム人形 四 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(八種以上)、筋模型、脊髓横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮)										
図書	一 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む千冊以上。ただし、点字図書は、一タイトルを一冊とする。) 二 学術雑誌(電子書籍を含む二十種類以上)										
その他の備品	ベッド及びその付属品(生徒三人につき一組以上)										
3	教員等に関する事項 (1) 学校又は養成施設の長は、専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者であり、かつ、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の教育又は養成に相当であると認められる者であるか。 (認定規則第2条第4号) ○「専ら学校又は養成施設の管理の任に当たることができる者」とは、他に常勤の職を有する者で	☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐	・申請時の 平面図								

あん摩マッサージ指圧師養成施設自己点検表

自己点検		判定	確認書類									
ないことを意味し、大学の非常勤の講師等との兼務は差し支えない。(指導要領6-(1)) ○「あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の教育又は養成に相当であると認められる者」として、以下のすべてに該当するものであるか。(指導要領6-(1)) ア 医事に関する法令に違反して刑事処分を受けたことのない者であること。 イ 禁錮以上の刑に処せられたことのない者であること。 ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成に熱意及び能力を有する者であること。 (2) 教員及び専任教員の数は不足していないか。(認定規則第2条第5号) ○認定規則別表第1科目の欄に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有すること。 (3) 各科目を担当する教員は教育内容について以下の要件を満たす者であるか。 (教員、担当科目ごとに確認すること。(認定規則第2条第6号、別表第2、指導要領6-(2)、6-(3)、6-(4)) 別表第2(第2条及び第5条関係) <table border="1"> <tr> <td>基礎分野</td> <td>教授するのに適当と認められる者 ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者)。 イ 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者。</td> </tr> <tr> <td>専門基礎分野</td> <td>次の各号に掲げる者であって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 1 医師 2 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状 又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免許状(以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。)を有する者 3 厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関を卒業した者(以下「養成機関卒業者」という。)</td> </tr> <tr> <td>専門基礎分野</td> <td>上記と同等以上の者とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。 ア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。) イ 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。) エ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令(以下「改正規則」という)による改正前の認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関卒業者又ははりきゅう教員養成機関卒業者で改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務していた者 オ 改正規則による改正前の認定規則別表第3「解剖学、生理学、衛生学(消毒法を含む。)、診察概論、臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。) カ 理学療法士及び作業療法士(リハビリテーション医学に限る。)</td> </tr> <tr> <td>専門分野</td> <td>次の各号に掲げる者であって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 1 医師 2 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者 3 養成機関卒業者 4 教職教員免許法施行規則第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者</td> </tr> <tr> <td>専門分野</td> <td>上記と同等以上の者とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。 ア-1 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 ア-2 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。 イ 旧認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧師教員、はり師教員又はきゅう師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</td> </tr> </table>	基礎分野	教授するのに適当と認められる者 ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者)。 イ 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者。	専門基礎分野	次の各号に掲げる者であって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 1 医師 2 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状 又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免許状(以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。)を有する者 3 厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関を卒業した者(以下「養成機関卒業者」という。)	専門基礎分野	上記と同等以上の者とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。 ア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。) イ 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。) エ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令(以下「改正規則」という)による改正前の認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関卒業者又ははりきゅう教員養成機関卒業者で改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務していた者 オ 改正規則による改正前の認定規則別表第3「解剖学、生理学、衛生学(消毒法を含む。)、診察概論、臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。) カ 理学療法士及び作業療法士(リハビリテーション医学に限る。)	専門分野	次の各号に掲げる者であって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 1 医師 2 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者 3 養成機関卒業者 4 教職教員免許法施行規則第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者	専門分野	上記と同等以上の者とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。 ア-1 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 ア-2 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。 イ 旧認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧師教員、はり師教員又はきゅう師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)	☒ 適・否 ☐	・教員一覧 ・資格証写し 原本確認要
	基礎分野	教授するのに適当と認められる者 ア 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者)。 イ 担当科目について、教育職員免許法第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者。										
	専門基礎分野	次の各号に掲げる者であって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 1 医師 2 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状 又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免許状(以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。)を有する者 3 厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関を卒業した者(以下「養成機関卒業者」という。)										
	専門基礎分野	上記と同等以上の者とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。 ア 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。) イ 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 ウ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。) エ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令(以下「改正規則」という)による改正前の認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関卒業者又ははりきゅう教員養成機関卒業者で改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務していた者 オ 改正規則による改正前の認定規則別表第3「解剖学、生理学、衛生学(消毒法を含む。)、診察概論、臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。) カ 理学療法士及び作業療法士(リハビリテーション医学に限る。)										
	専門分野	次の各号に掲げる者であって教育内容に関し相当の知識及び経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 1 医師 2 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者 3 養成機関卒業者 4 教職教員免許法施行規則第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者										
専門分野	上記と同等以上の者とは、次のいずれかに該当する者等をいうこと。 ア-1 文部科学大臣の認定した学校の担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 ア-2 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。 イ 旧認定規則別表第3に規定するあん摩マッサージ指圧師教員、はり師教員又はきゅう師教員(改正規則施行(平成2年4月1日)の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)											
3 教員等に関する事項(つづき) (1) 教員のうち6人(一学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)以上は、別表第2専門基礎分野の項各号又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員であること。(認定規則第2条第7号) ○設置年度にあっては4人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数) ○設置の翌年度にあっては5人(1学年に30人を超える定員を有する学校又は養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)	☒ 適・否 ☐	・資格証写し 原本確認要 ・資格証写し 原本確認要 ・資格証写し 原本確認要 ・資格証写し 原本確認要 ・資格証写し 原本確認要										
(2) 専任教員のうち少なくとも2人はあん摩マッサージ指圧はりきゅうの教育に関し、5年以上の経験を有する者であるか。(指導要領6-(8))	☒ 適・否 ☐											
(3) 一教員の週間当たりの授業時間数は、15時間を標準とすること。(指導要領6-(9))	☒ 適・否 ☐											
(4) 教員の出勤状況が確実に記録されていること。(指導要領6-(10))	☒ 適・否 ☐											
(5) 養成施設は、あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうを行う施術所、医療機関等において臨床実習を行う場合は、その進捗管理等を行うため、専任の教員のうち、実習調整者を1名以上配置すること。(指導要領6-(11))	☒ 適・否 ☐											
4 教育に関する事項 (1) 教育の内容は以下の内容以上か。 (認定規則別表第1・指導要領別添)	☒ 適・否 ☐	・教育課程表 ・シラバス										

あん摩マツサージ指圧師養成施設自己点検表

自己点検						判定	確認書類																																																																												
あ…あん摩マツサージ指圧師 は…はり師 き…きゅう師 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">教育内容</th> <th>あ 単位数</th> <th>あ、は 単位数</th> <th>あ、き 単位数</th> <th>あ、は、き 単位数</th> <th>教育の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎分野</td> <td>科学的思考の基礎 人間と生活 (コミュニケーション含む)</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>人体の構造と機能 (運動学含む)</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>疾病の成り立ち、予防及び回復の促進</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専門基礎分野</td> <td>保健医療福祉とあん摩マツサージ指圧、はり及びきゅうの理念 (社会保障制度及び職業倫理含む)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>保健医療福祉制度の中におけるあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状況に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>基礎あん摩マツサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学 (東洋医学概論、経路経穴含む)</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>「あん摩マツサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マツサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的な能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>臨床あん摩マツサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学 (あん摩マツサージ指圧、はり及びきゅうの適応の判断、病態生理学、生態観察含む)</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>「あん摩マツサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力、適・不適の判断能力を養う。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">専門分野</td> <td>社会あん摩マツサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マツサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>実習 (施術所における臨床実習前 術実技試験等含む)</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>19</td> <td>社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。</td> </tr> <tr> <td>臨床実習 (3単位以上は、学校若しくは養成施設附属の実習施設又はあん摩マツサージ指圧、はり及びきゅうを行う施術所において行うこと。)</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する実践的能力を習得し、患者への適切な対応を学ぶ。 また、施術者としての責任と自覚を養う。</td> </tr> <tr> <td>総合領域 (あん摩マツサージ指圧、はり及びきゅうの歴史含む)</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>あん摩マツサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マツサージ指圧学、はり、きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう総合的に理解する。 各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						教育内容		あ 単位数	あ、は 単位数	あ、き 単位数	あ、は、き 単位数	教育の目標	基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活 (コミュニケーション含む)	14	14	14	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。	人体の構造と機能 (運動学含む)	12	12	12	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	12	12	12	12	健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。	専門基礎分野	保健医療福祉とあん摩マツサージ指圧、はり及びきゅうの理念 (社会保障制度及び職業倫理含む)	3	3	3	3	保健医療福祉制度の中におけるあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状況に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。	基礎あん摩マツサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学 (東洋医学概論、経路経穴含む)	7	9	9	9	「あん摩マツサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マツサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的な能力を養う。	臨床あん摩マツサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学 (あん摩マツサージ指圧、はり及びきゅうの適応の判断、病態生理学、生態観察含む)	11	13	13	15	「あん摩マツサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力、適・不適の判断能力を養う。	専門分野	社会あん摩マツサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	2	2	2	2	現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マツサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。	実習 (施術所における臨床実習前 術実技試験等含む)	10	15	13	19	社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。	臨床実習 (3単位以上は、学校若しくは養成施設附属の実習施設又はあん摩マツサージ指圧、はり及びきゅうを行う施術所において行うこと。)	4	4	4	4	あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する実践的能力を習得し、患者への適切な対応を学ぶ。 また、施術者としての責任と自覚を養う。	総合領域 (あん摩マツサージ指圧、はり及びきゅうの歴史含む)	10	10	10	10	あん摩マツサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マツサージ指圧学、はり、きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう総合的に理解する。 各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。								
教育内容		あ 単位数	あ、は 単位数	あ、き 単位数	あ、は、き 単位数	教育の目標																																																																													
基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活 (コミュニケーション含む)	14	14	14	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。																																																																													
	人体の構造と機能 (運動学含む)	12	12	12	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。																																																																													
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	12	12	12	12	健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。																																																																													
専門基礎分野	保健医療福祉とあん摩マツサージ指圧、はり及びきゅうの理念 (社会保障制度及び職業倫理含む)	3	3	3	3	保健医療福祉制度の中におけるあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状況に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。																																																																													
	基礎あん摩マツサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学 (東洋医学概論、経路経穴含む)	7	9	9	9	「あん摩マツサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マツサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的な能力を養う。																																																																													
	臨床あん摩マツサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学 (あん摩マツサージ指圧、はり及びきゅうの適応の判断、病態生理学、生態観察含む)	11	13	13	15	「あん摩マツサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力、適・不適の判断能力を養う。																																																																													
専門分野	社会あん摩マツサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	2	2	2	2	現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マツサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。																																																																													
	実習 (施術所における臨床実習前 術実技試験等含む)	10	15	13	19	社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。																																																																													
	臨床実習 (3単位以上は、学校若しくは養成施設附属の実習施設又はあん摩マツサージ指圧、はり及びきゅうを行う施術所において行うこと。)	4	4	4	4	あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する実践的能力を習得し、患者への適切な対応を学ぶ。 また、施術者としての責任と自覚を養う。																																																																													
	総合領域 (あん摩マツサージ指圧、はり及びきゅうの歴史含む)	10	10	10	10	あん摩マツサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マツサージ指圧学、はり、きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう総合的に理解する。 各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。																																																																													
(2) 実際の授業時間数が学則で定める時間数より少なくないか。 ○講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。(指導要領8-(2)) ○臨床実習については1単位45時間の実習とすること。(指導要領8-(3))						☒ 適・否 ☐	出勤簿 出席簿 講義録																																																																												
4	教育に関する事項(つづき) (3) 1学級の定員が30人以下となっているか。(認定規則第2条第8号) (特別支援学校において視覚障害者である生徒に対する教育を行う学級にあっては、15人以下) (4) 昼間課程においては、授業は昼間に行うこと。夜間授業は特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。 (指導要領8-(5)) (5) 夜間課程においては、夜間(午後6時以降)の授業の時間は1日に4時間以内であること。(指導要領8-(6)) (6) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないこと。(指導要領8-(7)) (7) 教員が欠勤した場合には可能限り振替授業を行う等、休講の時間が最小限にとどめられていること。 (指導要領8-(8))					☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐	時間割 学則 授業の進捗管理書類																																																																												
5	実習に関する事項 (1) 臨床実習は適切に行われているか。(①～④までの要件をすべて満たすこと。指導要領9-(1)～(4)) ①臨床実習施設として、付属の臨床実習施設、施術所を確保すること。また、必要に応じ医療機関等の実習施設を確保すること。					☒ 適・否 ☐ ☒ 適・否 ☐	出勤簿 出席簿																																																																												

あん摩マツサージ指圧師養成施設自己点検表

[illegible]

※記載要領

- ①事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
 - ②判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
 - ③小項目に1つでも項目に「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
 - ④確認事項の判定は設置者自ら行うこととするが、補助者を置くこととは差し支えない。
- なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日:令和 7年 6月 6日

設置者氏名： 理事長 豊田 雅孝

記載者氏名: はり・きゅう科 安田 宗正